

沖縄ライフサイエンス研究センター入居募集要綱

(趣旨・目的)

- 第1条 この要綱は、沖縄ライフサイエンス研究センター利用規程(以下「規程」という。)第5条第1項に基づいて、沖縄ライフサイエンス研究センター(所在地:うるま市宇州崎5番8。以下「センター」という。)における研究室の入居募集に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 センターにおいて行うライフサイエンス分野の研究・開発等は、研究開発機関相互の有機的な連携による研究開発を促進し、沖縄県内における科学技術の振興に資するものでなければならない。

(入居応募資格要件)

- 第2条 研究室の入居に応募しようとする者(以下「入居応募者」という。)は、前条の目的に沿って、次の(1)から(6)に定める要件をすべて満たしていなければならない。
- (1) 次のいずれかに該当する個人、法人又は法人格のない団体を構成する者であること。
- イ 一定以上の技術力を有し、研究開発成果の企業化を積極的に指向するもの
- ロ 県、大学、国公立試験研究機関等と共同研究を行うもの
- (2) 施設で行う研究は、ライフサイエンス分野に関するものであること。
- (3) 事業資金の調達能力を有している者であること。
- (4) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対し、十分な公害防止対策が可能な者であること。
- (5) 研究の内容等が各種法令等に抵触せず、研究室の構造上、設備上問題なく利用する者であること。
- (6) 反社会的勢力でないもの

(募集方法等)

- 第3条 入居の募集は原則として公募によるものとし、研究室に空きが生じる場合に随時行うものとする。
- 2 公募の広報は、指定管理者のホームページ等を通じて行うものとする。

(入居応募の方法)

- 第4条 研究室の入居を希望する入居者(その代理人を含む)は、沖縄ライフサイエンス研究センター入居応募申込書(第1号様式。以下「入居応募申込書」という。)に関係資料を添えて、指定管理者に持参又は郵送等の方法で申込みものとする。

(入居許可者の選考)

- 第5条 指定管理者は、沖縄ライフサイエンス研究センター入居者選考委員会を設置し、入居応募者の資格審査等を行い、入居承認の可否を決定する。
- 2 入居許可者の選考基準は、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) ライフサイエンス分野との関連性
- イ 沖縄の優位性を生かした、天然物や生物資源等を活用した製品の研究・開発等

を行うものであるか。

ロ 創薬等の新事業・新産業の創出を図るものであるか。

ハ 県内企業(ベンチャー企業等)、研究機関等と連携し、研究開発を促進するものであるか。

(2) 研究計画等の確実性

研究計画及び実施体制が確実であるか。

(3) 研究開発等の内容の安全性等

研究開発等の内容が有害でないもの、危険でないもの及び他人に迷惑をかけないものであるか。

(4) 沖縄県経済への波及効果

研究成果等により、県内産業への波及効果が期待されるか。

(5) 経営の確実性

経営状況が堅実であり、研究等が遂行可能な資金計画を有しているか。

(6) その他

新規入居者であるか、又は既入居者の場合増室することにより産業化の見込みがあるか。

(指定管理者の利用許可)

第6条 指定管理者は、前条第1項の承認を行ったときは、速やかに、沖縄ライフサイエンス研究センター入居利用許可申請書(第2号様式)により通知するものとする。

2 指定管理者は、施設の管理上の必要性があると認められるときは、認可にあたり、条件を付すことができる。

3 指定管理者は次のいずれかに該当する場合は利用の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき

(2) 公益を害すると認められるとき

(3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設管理上支障があるとき

(許可の取消)

第7条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合の他、入居応募申込書に添付された研究計画に著しい変更が生じる等センターを利用させることが不相当であると認められるときは、認可の取り消しを行うことができるものとする。

(1) 添付書類等に虚偽の記載があったときなど偽りその他不正な手段により許可を得たとき

(2) 前条第2項に定める許可の条件に違反したとき

(3) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき

(補足)

第8条 この要綱に定めがない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年5月1日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日 一部改定

令和 5 年 12 月 1 日 一部改訂